

議案第143号 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

議案第143号「大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

まず、1の改正理由についてであります。令和5年度の人事院勧告に準拠し、大津市公営企業管理者の期末手当の支給月数の引上げを行うにあたり、当該条例の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容についてであります。今回は期末手当の改正であります。大津市公営企業管理者の支給月数については、これまでより、国の指定職の期末勤勉手当の支給月数を準用しており、令和5年度については、12月期で、現行の1.65月であるところを0.1月引上げ1.75月とし、令和6年度については、今回引上げた支給月数分を6月期と12月期に二分し、0.1月の半分の0.05月を、それぞれの支給期に引き上げるものであります。

次に、3の影響額についてであります。記載のとおり、9万5千円余りの増額となるものであります。

3ページをご覧ください。

こちらは、「大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の改正部分の新旧対照表でございます。上段が令和5年12月1日適用分で、下段が令和6年4月1日適用分となっております。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。